

1 開 会

司 会

それでは、ただ今から「第1回原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

2 あいさつ

司 会

まず冒頭、会議の開催にあたり、平野復興担当大臣より皆様にごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

平野復興担当大臣

復興担当大臣を拝命しております平野達男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本当にご多用中のところお集まりいただきましたこと、まず感謝を申し上げます。そしてまた、3月11日の被災以来、被災者に対する支援、そして復旧・復興に向けて、連日連夜ご努力されておりますこと、この場をお借りしまして改めて敬意を表させていただくとともに感謝を申し上げたいと思います。

今回の大震災は、津波、地震に加えまして、原発事故という大きな事故が重なりました、大変な状況になっております。今まさに国難という状況に直面しているといっても過言ではないと思います。被災してから5カ月たちまして、なお、まだ多くの方々が避難所にて生活されておりますし、また、仮設住宅の中で不慣れた生活を送っている方々もたくさんおられます。原子力事故からの復旧・復興につきましては、政府の復興本部及び原子力災害対策本部におきまして随時の対策を打ち出してきたところでございます。昨日は両本部の合同会議を開催いたしました。災害対応の状況を確認するとともに除染の基本方針を定めたところでございます。今日はその基本方針につきまして後ほど細野大臣他からご紹介があると思います。

去る7月29日に取りまとめた「東日本大震災からの復興の基本方針」において、原子力災害からの復興に向けた取組みにつきましては、基本方針に定めた事項に限ることなく、長期的視点から国が継続して責任を持って再生・再興に取り組むとの基本的考え方を明記しております。福島県の皆さん方とは、これまでさまざまな場面で意見交換をさせていただきました。私自身も何回もお邪魔させていただきましたし、今日ここに出席しておられる片山大臣あるいは細野大臣も、何回もこちらにお邪魔させていただきましたし意見交換をさせていただきました。

知事からの強いご要望がございまして、原子力災害からの復興のための対策をさらに充実するために、この度「原子力災害からの福島復興再生協議会」として開催される運びとなりまして、本日が第1回の協議会となりました。今日、私、細野大臣、片山大臣、江田大臣、福山副長官、松下副大臣、2つの現地対策本部を預かる吉田政務官、田嶋政務官が参りまして、各省事務方の参加も得て、皆様のご意見をしっかりと受け止める態勢となっております。福島原子力事故の復

司 会
佐藤福島県知事

旧・復興に向けてしっかりと取り組んでまいりたい、そういう覚悟でこれからも努力してまいりたいと思います。

本日は第1回の会議でございますけれども、皆様方のご忌憚のないご意見を賜ることをお願い申し上げまして、私からの冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に佐藤福島県知事よりごあいさつをお願いいたします。

皆さん、こんにちは。今日は福島復興再生協議会の発足にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

まず、政府の復興構想会議の場に私も臨んで、何回となく、原発事故は新たな協議会をつくっていただいて、そこでさまざまな議論をお願いしたい、当然、福島県のそれぞれの代表の方の話聞いて、その対応をしっかりお願いしたいと申し上げてきました。また、総理大臣はじめ関係閣僚の皆さん、そしてまた、それぞれの政党の皆さんにも、原発事故については、いわゆる一般の災害とは全く違った状況、一つは大変な被害が拡大している、そして、さらにまた長期化することから、後ほどまた述べますけれども、この再生については何としても法律ということが大きな基礎になるのだと、そういうことを申し上げてきました。政府の復興構想会議の答申から2カ月、そしてまた、基本方針を皆さんでつくっていただいてから1カ月、私にとっては、また県民の皆さんにとっては、ようやくこの協議会を開設することができた、そんな気持ちであろうと思っております。

冒頭、それぞれ今日のこの協議会に、総理はじめ関係閣僚に大変なご尽力をいただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。それと同時に、今日は福島県のそれぞれの代表がおみえになっております。各代表の皆さんにも、福島の今の現実を率直に訴えていただいて、この協議会がまさに福島の再生につながって、子どもたちが伸び伸びと福島県を担っていく、そんな体制づくりの基礎となるような結果を、是非私は期待したいと思います。

さて、震災からちょうど170日目になります。この間、福島県が開催した災害対策会議は210回になっています。この210回の会議のほとんどが原子力災害対策であります。当初、原乳の出荷制限、そして水道水の問題から始まり、学校の校庭の表土、下水道の汚泥の問題、農産物、工業製品、そして観光に対する大変な風評被害、最近では牛肉の問題など、連日新たな局面を迎えて、その対応に迫られた210回といっても過言ではありません。

そのような中、これもそれぞれ閣僚の皆さんご承知のとおり、約8,500人を超える小中学生が県外に転校して、また避難区域内の8つの県立高校生は慣れ親しんだ学舎や級友と離れ離れの高校生活を余儀なくされております。私はこれまで「人と地域」、これを礎に掲げ、地域ぐるみで子育てや学力の向上など、将来を担う子どもたちの政策に心血を注いでまいりました。まさに、このような状況を思うと断腸の思いでございます。

震災から約5カ月、他県では既に復興に軸足を置いております。しかし、我が県ではなお原子力災害が継続中ということでもあります。直接被災地の復興には、

その収束、徹底的な除染をはじめ、一刻も早い被災者の「ふるさとに戻りたい」という思いを実現させなければなりません。そのような中、我が県は「がんばろうふくしま」を合言葉に、農産物の販売の促進、また企業の再操業など、福島県を全体で支えようという機運が高まっております。こうした福島県が置かれている状況を風化させることなく、国民の皆さんにはこれからも福島県に目を向けていただき、また、正しく福島県を理解していただくことが、復興を着実に進める上で、極めて重要なことであると思っております。

今月の初旬、秋篠宮同妃両殿下、また佳子内親王殿下ご臨席のもと開催された「ふくしま総文」、高等学校の総合文化祭がありました。この開会式で我が県の500人による創作劇に大変感銘を受けました。この高校生たちは、「絶対に福島をよみがえらせる」、そして最後に、これは女子高校生でありますけれども、「福島で生まれ、福島で育ち、そして福島で就職をして、結婚をして、子どもを産んで、その孫を見て、そしてそのひ孫を見て、そして最期を過ごすのが夢である」と、まさに高校生のまっすぐな力強い言葉に、私も両殿下も感涙が込み上げました。子どもたちの思い、ふるさとに帰りたい気持ちを抑えながら避難生活に耐えている県民の思いに応え、一日も早く元気な福島県を取り戻さなければいけないと思っております。

そのためには、除染、がれきの処理、県民の健康管理、それらに関する拠点づくり、産業の支援、早急かつ十分な損害の賠償など、さまざまな課題に県民や市町村の思いを確実に反映させながら、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があります。福島県といたしましても、先般作成しました復興の道しるべとなる復興ビジョンに基づき、今後作成する復興計画でそれらの取組みを具体化させ、「新生ふくしま」の創造に全力を尽くしてまいります。

「常識は東京ではなく福島にある」、ご覧になった閣僚の皆さんがいらっしゃると思えますけれども、先日のある新聞のコラムです。皆さんには是非、「常識は東京ではなく福島にある」、これを銘じていただき、引き続き福島県にお運びいただき、福島の復興こそ日本の再生である、そういう信念のもと、一層のご尽力をいただきますことを心からお願いして私からのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここでご退出をお願いします。

(報道関係者退出)

3 出席者紹介

本日のご出席者につきましては、時間の関係上、配付資料の名簿をご参照願いたいと思います。

4 議 事

司 会

司 会

司 会

それでは議事に入らせていただきます。

まず、会議の設置要項についてお諮りいたします。お手元の資料2、「原子力災害からの福島復興再生協議会設置要綱（案）」をご覧くださいと思います。この協議会のメンバーにつきましては別紙のとおりとしたいと思います。また、資料にもありますように、この協議会のもとに幹事会、検討部会を設置する予定です。

次に、この協議会の公開の取扱いについてお諮りいたします。まず、協議会については、皆様に活発なご議論をいただくため、原則として非公開とし、議事要旨については発言者名を記入しない形で作成し公表することとする。また、配付資料については、会議終了後、原則として公表する。なお、構成員の皆様から提出していただいた資料につきましては、非公表の取扱いを希望される場合は、その旨をあらかじめお伝えいただければ、そのように取り扱わせていただく、このような取扱いとしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

司 会

ありがとうございました。

次に、復興の基本方針について平野大臣からご説明をいただきます。よろしくをお願いします。

平野復興担当大臣

それでは、私からご説明をさせていただきます。

復興の基本方針でございますけれども、この基本方針につきましては、既に事務方を通じまして皆様方のところにご説明をさせていただいたり、その過程の中でさまざまなご意見をいただきましてまとめたものでございまして、中身については、簡単にご紹介という形で説明をさせていただきます。お手元に資料3としてございますが、これに基づきましてご説明をさせていただきます。

これは、佐藤知事にもご出席いただいて進められた復興構想会議がまとめた提言、これを踏まえて、復興の基本方針としてまとめたものでございます。今、市町村が地震・津波ということで復興計画の策定を進めております。こういった復興計画の作成に資するため、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするということが基本としてまとめたものであるということでございます。

まず、その内容としましては、復興の基本的な考え方とともに、一日も早い被災地の復興と被災者の生活の再建ということで、7ページ目でございますが、ここで「災害に強い地域づくり」ということでございまして、将来とも地震・津波、これは日本のどこかに来る可能性がありますので、それに対して準備をしていかなければならないという内容を記載してございます。

それから、11ページ目でございますけれども、「地域における暮らしの再生」ということでありまして、これも、地域の支え合いの必要性、それから雇用対策、教育の振興、こういったことを記載してございます。

それから、15ページ目でございますが、何といたってもこれから復旧・復興、地域の再生をするにあたりましては「地域経済活動の再生」ということが不可欠でございまして、被災した企業、産業・技術等々、こういったものの復活、併せて新しい産業を導入するにはどうすればいいか、こういったことを記載してござい

ます。

それから、22 ページ目でございますけれども、「大震災の教訓を踏まえた国づくり」、ここでも基本的には地震・津波ということを念頭に置いておりますけれども、これから東南海といった地震の三連動、あるいは首都直下型、こういった地震が高い確率で発生するのではないかとと言われておまして、こういったものに対応するにはどういうことをしていかなければならないか、そういったことの基本的な考え方を示してございます。

そして、28 ページ目でございます。28 ページ目では「原子力災害からの復興」ということで、これからご議論があります除染の問題、あるいは健康管理の問題、それから被災者に対する支援はどうあるべきか、こういったことの基本的な考え方を整理してございます。そのほかに、復興のための全体の取組みとしては、復興特区制度の創設、使い勝手のよい交付金の創設について定めておまして、今、この制度設計を急いでおります。併せて、佐藤知事から強い要望のありました福島県の地域振興法、これの骨格についても、県との調整、それを踏まえた上での各省庁での調整を行っていく予定です。さらに、佐藤知事からは、福島県のための基金といったものについても強い要請を受けておまして、この中身につきましても、今、県との調整をやりながら、各省としてどういう対応ができるかという知恵を出させておまして、できるだけ早い段階で、この概略につきまして、また皆様方とご協議をさせていただきたいと思っております。

それから、全体として、原子力災害の復興については、まず国が責任を持って応急対策、復旧対策、復興対策について対応するという方針は、この基本方針の中ではっきりと明確に記載させていただいております。それから、一刻も早い事故の収束、子どもをはじめとする住民の継続的な健康管理、放射性物質の除去など、当面の対策を定めたということは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、再生可能エネルギーの拠点整備など復興のための対策について規定しております。それから、本日が第1回の開催になりましたけれども、国は地方公共団体と調整を行い、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げるということも、この基本方針の中に記載されてございます。

今後は、この基本方針に基づきまして、地震・津波地域はもちろんのことでございますけれども、原子力被災地についての支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

簡単でございますけれども、私からの基本方針の説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

ありがとうございました。

次に、福島県復興ビジョンの概要につきまして、福島県からご説明をいただきます。

それでは、福島県復興ビジョンにつきまして説明をさせていただきますけれども、福島県の復興ビジョンにつきましては、5月に福島県の有識者、福島県外からも参加していただいて、復興ビジョンの検討委員会をつくりまして、都合6回にわたってさまざまな検討を重ねて答申をいただきました。その答申を県議会で

司 会

佐藤福島県知事

福島県部長

審議をさせていただき、また、市町村そして関係団体の皆さん、県外・県内からそれぞれのパブリックコメントをいただいて、今月の 11 日に策定させていただきました。

その件につきましては、担当部長から説明をさせますので、よろしくお願います。

福島県復興ビジョンの概要につきまして説明申し上げます。お手元の資料 4 の「福島県復興ビジョンの概要」で説明をさせていただきます。「復興ビジョンの概要」をお開き願います。

まず、復興ビジョンは、左上の囲みでございますように、県内全域を対象といたしまして、計画期間は 10 年間としております。その構成は、資料の左側に記載をしております 3 つの基本理念と中央の 7 つの主要施策となっております。

まず、基本理念でございますが、1 つ目、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」でございます。原子力災害で最も深刻な被害を受けました福島の地においては、原子力に依存しない社会を目指す、そして、再生可能エネルギーを飛躍的に推進し、環境と共生する社会を目指してまいります。今回の地震被害によりまして、多くの人命が失われ、多くの県民がふるさとを離れて暮らしております。また、原子力災害により、健康に対する不安を抱えた暮らしが続いております。そこで、復興は何よりも人命を大切に、安全で安心して子育てができる環境を整備するとともに、健康長寿の県づくりを通じて原子力災害を克服してまいります。

基本理念の 2 つ目は、「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」でございます。被害を受けた県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民でございます。また、県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせて復興を推進してまいります。全県民が今回の災害を自らのものとして受け止め、特に被害が大きかった地域を、それ以外の地域が支援する。また、県外から福島に心を寄せる人々を含めたあらゆる主体が力を合わせ、福島全体で支え合い、復興を進めてまいりたいという考えでございます。

基本理念の 3 つ目は、「誇りあるふるさと再生の実現」でございます。今回の災害では、人と人との助け合いの大切さ、コミュニティの大切さが再認識されました。このような本県に脈々として息づく地域のきずなを守り、育て、世界に発信してまいります。また、避難を余儀なくされた県民を含め、すべての県民がふるさとで以前と同じ元気なふるさとを取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記される、そういう思いを県民すべてが共有してまいりたいと考えております。ふるさとを遠く離れている県民の多くは、放射性物質による汚染に対する不安を感じながらも、必ずふるさとに帰るという強い思いを持ちながら過ごしております。このような思いを全県民が受け止め、復興を進めてまいりたいという考えでございます。

以上の 3 つが基本理念でございますが、この基本理念のもとに進める取組みを復興に向けた主要施策として 7 つにまとめております。7 つの主要施策は、上段

の「緊急的対応」と、真ん中の「ふくしまの未来を見据えた対応」、下段の「原子力災害対応」と、大きく3つの柱にくくっております。7つの主要施策は網かけにしているところがございます、「応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援」「未来を担う子ども・若者の育成」「地域のきずなの再生・発展」「新たな時代をリードする産業の創出」「災害に強く、未来を拓く社会づくり」「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」、そして「原子力災害の克服」、以上の7つでございます。各施策の枠内には主要な取組みの一部を記載しておりますが、復興基本方針にも明記されました医療産業の集積、再生可能エネルギー関連産業の集積などについても盛り込んでおります。

これらの主要な取組みは、今後、12月末までに策定予定の福島県復興計画において具体化していくこととなりますが、施策の実現に向けましては、資料右側の欄に記載しておりますとおり、国の制度的・財政的な支援が不可欠となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、福島県復興ビジョンにつきまして説明を申し上げます。

ありがとうございました。

次に、主要事項についてご報告をお願いいたします。まず、除染の基本方針について、細野大臣よりお願いいたします。

除染についてでございますけれども、資料5を用意しておりますので、そちらをご覧ください。

今、東京電力の福島第一原子力発電所につきましては、皆さんに依然として非常に大きなご負担をおかけしておる状況でございます。事故そのもののサイトの中の状況というのは徐々に収束に向けた動きが広まっておりまして、その意味では前進でございます。ただ、その一方で、放射性物質の拡散という問題を考えますと、福島県民の皆さんへの影響という意味では、非常にそれがさまざまところへ広がりを見せているという状況でございます。それを何としても取り戻すという意味で、除染というものが欠かせない非常に重要な作業ということになってまいります。言うならば、この除染に福島未来がかかっている、さらには失墜をした日本政府の信頼回復もここにかかっている、そんな思いで、これから政府一丸となって取り組んでまいりますので、ぜひ皆様のご理解をいただけますようお願いを申し上げます。

一昨日開催をいたしました原子力災害対策本部におきまして、今日お示しをしております「除染推進に向けた基本的考え方」、そして、今後2年間の当面の目標、作業方針をお示しする「除染に関する緊急実施基本方針」を決定いたしました。

その中で、まず基本的な考え方といたしまして、除染にあたっては推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超えている地域、6枚目の資料でこれは実は自然体でどれだけ減衰するのかというものを見た資料でございますけれども、これだけそれぞれ長い時間がかかるということになってまいります。我々は、この20ミリシーベルト以下への放射線量の低減を目指して、この時間をいかに短縮化するのかということに全力でチャレンジをする、これが除染の目標でございます。

司 会

細野原発担当大臣

目標は 20 ミリシーベルト以下まで落とすということであります。

一方で、その裏面をめぐっていただきたいと思います。20 ミリシーベルトを下回っている地域、福島県内のほとんどの地域がこういう状況でございます。こういう地域におきましては、市町村や住民の方々の協力を得つつ効果的な除染を実施し、年間推定被ばく線量を 1 ミリシーベルトに近づけることをこれから目指してまいります。とりわけお子さんにつきましては、お子さんご本人、さらには親御さん、地域の皆さん、大変ご心配をされておりますので、重点的な除染を実施してまいります。具体的に申し上げますと、学校や公園など子どもの生活圏の徹底的な除染を優先いたしまして、一日も早く子どもの推定年間被ばく線量を 1 ミリシーベルトまで下げていくということを目指してまいります。

こうした考え方を基本としつつ、緊急実施基本方針では、まず、2 年後までの短期的な作業目標を具体的に掲げております。それは、2 枚目以降の資料で書いてございますので、この資料をご覧くださいながら話を聞いていただければ幸いです。

まず、数値目標といたしましては、一般公衆の推定年間被ばく線量について、2 年後までに約 50% の減少を目指すこととしたいと考えております。特に子どもについては重点目標といたしますので、先ほど申し上げたとおり、生活環境の徹底的な除染を行い、推定年間被ばく線量を 2 年後までに約 60% 減少させることを目指したいと考えております。

続きまして除染の進め方でございますけれども、3 枚目以降をご覧ください。この目標の実現に向けまして、国は責任を持って除染を推進してまいります。現在、避難指示を受けている地域、こちらには現在は生活をされている方はおられませんので、住民の帰還が実現するまで国が主体的に除染を実施してまいります。一方、追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以下の地域においては住民の皆さんが生活をされていますので、そうした個別の事情や住民の皆さんのニーズを把握しているコミュニティ単位での除染が最も効果的であると考えております。このため、市町村におきましては、大変恐縮でございますけれども、除染計画の策定をお願いしたいと考えております。国としても、専門家の派遣や財政支援などによる全面的なバックアップを当然してまいりますし、もちろん最終的な責任は国にあると考えております。既に 24 日、現地に専門家を加えた福島除染推進チームの立ち上げをいたしまして今活動を始めておりますので、ぜひ積極的にご活用いただきたいと思っております。

除染に伴いまして生じる土壌の処理についてもこの方針の中でお示しをしております。5 ページのところでございます。除染の円滑かつ迅速な実施に向けては、除染に伴って生じる土壌などの処理が不可欠であります。こうした土壌などの処理に関しましては、長期的な管理が必要な処分場の確保や、その安全性の確保については国が責任を持って行うこととしておりまして、早急にその建設に向けたロードマップを公表したいと考えております。

しかし、こうした抜本的な対応には一定規模の処分場の確保及び整備のための時間が必要となってまいりますので、これを待っていたのでは最も急がれる除染

そのものが進まないというおそれが出てまいります。そこで、除染に伴って生じる土壌などにつきましては、当面の間、市町村またはコミュニティごとに仮置き場を確保していただくことをぜひともお願いをしたいと考えております。そうした仮置き場の確保における財政面、技術面、また地元への説明など、皆さんがご苦労される部分については、全面的に国としては支援にあたってまいりたいと思っております。

県や市町村の皆様にご協力をいただきながら除染を推進するためにも、国としても速やかな支援施策を整備しているところであります。まず、除染を含め、放射性物質の汚染の拡大防止に向けた対策を総合的に推進するため、放射性物質汚染対策室を既に政府に設置をいたしまして、放射性廃棄物の問題や食に関する放射性物質の問題などを総合的に総括する司令塔機能を強化いたしました。財政面では、昨日、閣議におきまして、菅総理の強いリーダーシップのもとで、除染事業について当面必要となる費用について、約2,200億円の東日本大震災復旧・復興予備費、この二次補正の予備費において対応することを決定したところでございます。

また、具体的な除染をどのように進めていくかにつきましては、資料として添付しております「除染実施ガイドライン」をお示しいたしました。今後、既に開始をしておりますモデル事業をさらに拡充いたしまして、内容のさらなる充実を図ってまいりたいと思っております。

最後に、除染につきましては、国がもちろん全面的にこれから取り組んでまいります。やはりそれぞれの地元の皆さんの関与なくして実施することはできません。福島のために国としてはこの問題にとにかく全力で取り組んでまいりますので、ぜひとも皆様のご協力をいただきますように心よりお願いを申し上げます。

以上でございます。

続きまして、江田環境大臣よりご発言をお願いします。

環境大臣の江田五月でございます。

福島県の皆さんには本当にご迷惑、ご苦労をおかけして申しわけなく思っております。私も、今回で3回目になりますが、つい先日は福島第一原発の構内に、それから20キロ圏内を訪れました。本当に惨状に心を痛めると同時に、一日も早い復旧・復興を行うために、放射性物質に汚染された地域の環境の除染に力を尽くさなければならないと改めて思いをいたしたところでございます。

実は昨日、国会におきまして、これは議員立法という形で「放射性物質環境汚染対処特措法」が成立をいたしました。議員の皆さん方に、閣法で出すべきものではないかといろいろ言われまして、私ども環境省としても、裏方の仕事はお手伝いをさせていただいたつもりですが、議員の皆さんには本当にリーダーシップを発揮していただいてありがたく思っております。この法律によって、人の健康の保護、あるいは生活環境の保全を目的として、放射性物質により汚染された地域の除染、これを国が責任を持って推進していく法的枠組みができて、環境省がその中心的な役割を担うということになりました。今日は、この協議会の私自身

司 会
江田環境大臣

はメンバーではございませんが、その心意気、決意を示したいと思って押しかけでやってまいりました。よろしくお願いをしたいと思います。

この法律では、来年の1月1日が本格施行ということになっております。しかし、それでは遅いということもよくわかっておりまして、この法律に基づく基本方針の策定あるいは技術水準等をしっかり検討して整備をするとともに、実施体制を整えてまいりますが、同時に、この法律の施行前においても、昨日、この説明があったとお決定されました除染に関する緊急実施基本方針に基づいて、環境省として原子力災害対策本部あるいは関係の皆さんと協力して、除染に関する応急処置を速やかに進めて、これを1月1日以降施行される法律に基づく除染等の実施にきっちりつなげてまいりたいと思っております。こうした取組みを迅速に実施するために今の予備費の話がございました。そして第三次補正、こういうことで除染モデル事業を行うことができるように検討しており、また、来年度予算についても必要な額をきっちり要求してまいりたいと思っております。

そして、この事業の実施のための体制整備として、例えば23年度中、今年度中の当面の措置として、本省と現地で数十人規模の定員を確保いたしまして、環境省の東北地方事務所の福島支所、これを設置するという方向で今検討を進めておりまして、必ずこれはつくっていききたいと思っております。

このようにして、国として放射性物質に汚染された地域の除染等にしっかりと取り組んで、美しい福島環境と、そこでの生活を取り戻すために力を尽くしていきたいと思っております。ぜひご理解、ご協力をお願い申し上げます。

司 会

続きまして、避難先自治体の支援体制について、総務省よりお願いをいたします。

総務省自治行政局長

資料6をご覧くださいと思います。

片山総務大臣からこれまで何回かご説明させていただきました原発地域からの避難住民の特例法につきましては、先般、国会で成立をいたしまして、8月12日に交付・施行されました。

2つの部分から成っております。本来、住民票を置いたまま避難されている方につきましては、避難先での行政サービスの提供は個々に事務委託をして議会の議決をとって行う必要があるわけですけれども、それを簡便な手続きで行っていかうというものであります。

この手続きを進めるためには、まず対象となる市町村をどうするのかという指定の問題があります。そして、指定した後、どういう事務を避難先でお願いするのかという事務を申し出てくださいという作業があります。まず、どの市町村を指定するのかということがありまして、今、福島県また市町村のご意見をお伺いしているところですので、できるだけ早く意見を出していただきまして、その後、できるだけ早くどういう事務を避難先でお願いするのかということを決めて、できるだけ早く避難先で確実な行政サービスを提供していただけるように私ども一生懸命対応していきたいと思っております。月曜日にこの法律の説明会を担当者レベルでさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会	<p>2番目が、住民票を移して域外に移転をされた方とのきずなを引き続き維持するためのいろいろな施策であります。情報の提供でありますとか、あるいは訪問事業などの実施、あるいは移転された方の協議会を設置をして意見を反映させていただく、こういうような施策につきまして、確実に円滑に行われるために、私どもといたしましては三次補正で必要な予算要求をしてまいりたいと考えております。</p>
復興対策本部事務局次長	<p>同じ日に、地方税に関する特例法も施行されておりますので、併せて資料を載せさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>以上、ご報告いただきました内容については、ご質問、ご意見があらうかと存じますが、資料の説明を終えた後、まとめてご議論いただきたいと思いますのでご理解願います。</p>
	<p>次に、今後の検討すべき課題について復興本部事務局から説明をいたします。資料ナンバー7をお開きいただきたいと思います。本協議会では、先ほどお決めいただきました要綱に基づきまして、幅広く福島県の復興・再生に向けた対策を協議するとなっております。その中で、どのような議論を進めていくかという課題を整理いたしましたのが、この7でございます。</p>
	<p>まず、現在取組みを進めております主要課題を、2つのグループに分けて書いてございます。上の6つが、いわゆる事故の収束及び事故関連とご理解いただきたいと思います。下の4つが、その後の復興という大まかなくくりにしてございます。上の6つは、事故の収束、賠償・補償、放射性廃棄物の処理、避難区域の見直し、除染、住民健康調査と考えております。復興のグループといたしましては、避難者の支援、自治体の支援、インフラの整備・産業振興、事業費等の調整というようにくくってございます。これはあくまでも一つの頭の整理でございますので、議題は順次追加いたしますのでご意見をいただければと思っております。</p>
	<p>このうち、当協議会で進める当面の作業というものを、2点ほど絞ってございます。まず、現在政府で進めております23年度補正予算につきまして、県からご要望いただいているものをどのように反映させるか、また、来年度の概算要求にどのように反映するかというのが大きなくくりでございます。もう一つ、知事からご要請のございます福島の特例の法制度の検討、これの検討を急がなければならぬ。この(1)と(2)が大きな課題かなと思っております。</p>
司 会	<p>以上でございます。</p>
福島県副知事	<p>続きまして、福島県からご説明をお願いいたします。資料8についてご説明をいたします。資料の8-1でございますが、ただ今の復興本部事務局の説明と若干重なりますが、6点ご説明申し上げます。</p>
	<p>まず、1と2は特別法を協議事項にさせていただきたいということでございます。1つは地域再生に関するもの、2点目が損害賠償等に関するものでございます。3つ目は、喫緊の課題であります除染対策、4つ目が、県・市町村等の財源対策の関係でございます。5つ目は、福島がこれから復興していく際、そのベースとなります各種の拠点整備に関するものでございます。そして6点目は、政</p>

府系研究機関あるいは国際機関の福島県への誘致、こういった事項をぜひこの協議会で積極的に取り上げていただきたいというものでございます。

続きまして、資料の8-2の2ページをお開きください。今回、地域再生に関する特別立法をお願いしておりますが、なぜそういった法律が必要なのかということをご説明いたします。

原子力災害と他の地震・津波被害との違いをこのペーパーで説明しておりますが、地図を見ていただきましてわかりますとおり、今回の原子力災害の被害は福島県全域に広がりを持っているということが特徴でございます。そして、皆さんご承知のとおり時間軸が長い。1年、3年、5年で片づくということでは残念ながら、10年、20年、30年かかるものというふうに考えております。そうした場合、ではどういった特別立法の内容が必要かというのが4ページ目以降にございます。4ページをお開きください。

4ページの真ん中から下のほうに、(1)から(4)とございますが、例えば、具体的な項目といたしまして(1)が環境回復・保全の関係、(2)が住民の健康管理・安全確保の関係、(3)が放射能汚染対策に関する技術研究の関係、そして(4)は政府による長期プログラムの策定、こういったものが具体的な事項としてまず挙がってまいります。

続きまして5ページ、裏面をお開きください。5ページの(1)が警戒区域等の避難エリアのふるさとをどう再生するか、そして(2)がふるさと再生を支える自治体機能をどう存続していくか、(3)は産業の振興と就労支援でございます。この(3)については特定振興地域制度というものをつくれなかと私どもは考えておまして、①から④までを掲げてございます。①は原発の立地地域の脱原発の産業転換を特に促進する地域、②が産業集積を推進する地域、③が観光交流を推進する地域、④が原子力や放射線に関する研究機能等の誘導を推進する地域、こういった地域指定を行いながら、特別な支援を行っていただければというものでございます。

これはあくまでも福島県の素案でございまして、今後、この協議会の幹事会等で検討を重ねまして、今後、こちらの協議会のほうにお諮りをし、お示しをしていきたいと考えております。

私からは以上です。

ありがとうございました。

それでは、ご出席の皆様からご意見を賜りたいと思います。時間の関係上、お一人様3分程度でお願いいたします。

4つほどお願いいたします。

まず、福島の復興・再生については、原発で大変な状況、これは先ほど冒頭で話をしましたが、とても地方自治では限界である。ですから私は、基本的にはやはり国策の原子力推進ということでこのような結果になったので、ある意味では国策でやっていただきたい。その中でも、やはり法律というものが極めて大事であるので、地域再生についての法律をまずきちんとつくっていただきたい。それは被害が広範に及ぶ、そして長期に及ぶ。ですから、政権の話をして恐縮であり

司 会

構 成 員

ますけれども、どのような政権になろうとも、福島はこの原子力災害は法律できちんと再生するのだということを担保してもらうための法律です。

それから、今、原賠の中で各団体、208の団体でさまざまな賠償を求めています。しかし、なかなか賠償に対応できるような状況でもないような気がするところもあります。そういうところも含めて、これもまた福島の再生にとっては極めて大事な損害賠償です。これもきちんと立法化していただいて、その補償をしていただきたい。まず、この2件、これについては復興構想会議のとき、また、それぞれの政党の皆さんや閣僚の皆さんにもお願いしてあるので、ここで約束していただきたいくらいのご話でございます。

次に、これも地方財政、片山大臣にはそれぞれご理解いただいていると思いますけれども、人口減、企業の操業は発生当時は3割ぐらいで、ようやく今、6割から7割が戻ってきている。当然のことながら企業活動ができないというのは税収が上がってこない。こういう中で地方自治体の財政というのは極めて危機的な状況にあるので、まず、この財政支援をしていただきたい。

それと同時に、これは福島県の復興については、これも復興構想会議の提言と基本方針の中で書いていただいて、福島県に除染の研究拠点、それから健康管理の研究・医療施設、再生可能エネルギーの研究の拠点、これが福島県の復興、いわゆる産業に結びつくものである。これもしっかりと対応していただきたい。こういう中で、先ほど除染についての予備費の2,200億の話がありましたけれども、三次補正予算の中でこれは県民も私も一番期待している、相当の金額になるということをお聞きしております。その中で福島県の、まさに復興基金、これを準備していただかないと、次の先ほどの3つの研究拠点とかそういうものに実は結びついていかないのです。また後ほど企業誘致等についての話もしたいと思いますが、これにもつながっていかないということもあって、まず、基金をしっかりとつくっていただきたいということを大きな項目の2点目としてお願いしたいと思っております。

3点目は、これは風化する懸念です。半年近くなって、私も今のところ2週間に1回くらいでしょうか、政府の予算対策等で行く。そうすると、東京に近づけば近づくほど原子力災害が風化しているような状況になりますので、政府の中、また霞が関を回っても、やっぱりそれぞれの担当省庁については基本的に考えていただいていると思うけれども、担当ではない、残念ながら縦割りの現況というものがありますから、そういう中で、ずっと霞が関を歩いている中でそういう雰囲気があるので、これは、後ろにいる霞が関の皆さんも統一見解で、全部やっぱり原発災害については国の責任であるという認識をぜひ持っていただきたい。

それから、政局にさせていただきたくないということです。政権が、目の前の閣僚の皆さんは多分留任していただけるとは思いますけれども、政権が代わっても、これは継続的にきちんと対応していただきたい。政局に決してしていただきたい。県内でも、この6カ月の中で、いろいろなことで、実際政治は何をしているのかと我々もまた責めをされているようなところもあったのですけれども、これは必ず皆さん方をお願いしたい。

構 成 員

以上でございます。

先ほど除染のご説明をいただきました。福島県で最も求められているのは、いかにこの放射線で汚染されている地域が戻れる地域になるかということであり、早く戻りたい、早く除染してほしい。国のほうで2年後をめどにというお話がありました。その除染した土壌等は国自らはどうされるのですか。コミュニティごとに仮置きしていただきたい、その先の処分はこれから検討しますが、そこの工程表なり、こういう目標、こういうフレーム、こういう期間でということをしかりと今の時点で明示していただきながらやっていかないと、汚染の土壌等はたまる一方です。下水処理場の汚泥すら、においがきつくて山積みにしておくには限界だと、こういう話になっています。子どもたちの通学路、子どもたちの周辺環境、公園等の除染作業はそれぞれの地域でと言われてます。これはしかりやっていきたいという思いはありますが、その後に残ったものの処理がしかりと明示されないと山積みになる一方です。これも、早急ではなく、もう既にこういう工程でやりますというふうにはっきりと示していただかないと地域でもやりづらいのではないかと。それはこれから今日出席の町村長さんのほうからもお話があるのではないかと思いますけれども、非常に理念や方針は結構です。地元と向き合う、地元の意向をしかりととらえて反映していただける、これは大変ありがたいことです。もう既に5カ月半が経過いたしました。それぞれ被災されている皆さんはいろいろな思いがあります。だからこそ今日の第1回目の協議会がスタートしたわけですから、今後の日程等については皆さんに明らかにしていただきたい。そこまで含んで対応していただきたい。

それから、県の復興ビジョン、これからの具体的な復興計画については、それぞれご説明いただいたようにしかり対応していただけるということは大変ありがたいと思いますし、震災発生後、知事・執行部・県議会一体となって取り組んできました。そして、各市町村の状況もこれからしかり連携をやっていくということでもありますので、その1点だけぜひお願いしたいと思います。

構 成 員

震災発生以来、半年近くになるわけでございます、この間、今日ご臨席の大臣の皆様には福島に足を運んでいただきまして現地を見ていただきましたことに、まずもってお礼を申し上げ、現地で頑張っておられます田嶋本部長と吉田本部長にも、常々我々との意見交換をさせていただきましたことに御礼と報告を申し上げておきたいと思っております。まず、私のほうから、自治体を代表する意味で、今日までの置かれてきた自治体の立場を若干申し上げますと、日本には放射能が施設から漏れた場合の法律がないという状況の中で、私たちは、自分たちが考えられるできる範囲での対策をしてきたということ、まずご理解いただきたいと思っております。

その中で、例えば学校の表土をはいで移動すること、あるいは学校にクーラーを入れること、あるいはガラスバッジをつけること、それぞれの自治体がさまざまな工夫をして財源と相談しながら進めてきましたけれども、首長そのものの一番の悩みは、それぞれの自治体が違うことをやるものですから、お隣の自治体でやっておまえのところは何でできないのだという突き上げが、実は首長に来るわ

けであります。その連続でありまして、まだ続いていると思います。

そういう中で、今日の会議なのですけれども、私は待ちに待っていました。ずっと半年間近くやっております、このような会議で我々の自治体の思いが、県を通して放射能に絞った対策が国の組織としてでき上がってくるということに對しましては、非常に、半分うれしいような気持ちがございます、また、過去の経験からしますと、大きな期待を持たせていただいているということを申し上げておきたいなと思います。

そこで、いくつかの点について、せつかくの機会でございますので、この際に、なるべく 13 市の中から出てまいりましたものを大きくくくって何点か申し上げてまいりたいと思います。

まず、除染につきましては、これはご案内のとおり、大臣にも言っておりましたけれども、下水の処理場も含めまして、言ってみればこれは原子力産業システムそのもの、つまり、原発での使用済み核燃料の処分の問題、こういったことに私は共通するものだと思います。持ってきてほしくない、そういう気持ちが今市民の中にもあります。出てきたら出てきたで、汚染物は東電に持っていつてもらえというのが民意でございます、一番最初に思う感情であります。しかしながら、それは被災されました原子力発電所立地町の皆さんの気持ちを考えますと、そういったこともいかなものかというのも私どもはわかります。そういうことで、国が示されました我々住民からの要望で、ある地区、1 万数千人の地区を除染の実験をしまして、市民が 3,000 人以上、職員が 200 人以上、あるいは業者の皆さんとやりましたけれども、6,000 袋以上の麻袋が出てくる。そういった事態に対して、あるいは、屋根の上はとても素人ではできない、そういう実験をしました。でありますので、場所によってやり方が違うということがわかってきました。今後、この会議を通じて、さまざまところでご提言を申し上げてまいりたいと思います。

ところで、その麻袋でございますけれども、私の自治体の場合は、若干新聞報道もされましたが、既存の一般廃棄物の最終処分場において仮置きをしています。ところが、やはり地域の皆様から、それはいかなものかという声が出る以上、それ以上のものは私たちは持っていけないという状況になってきております。

除染作業をやらなければならない地区がありますが、その場所の地区で除染の仮置き場を実はお願いしたわけです。これは了解を得られそうなのであります。つまり、言いたいことは、先ほども出ましたように、よその汚れた土を自分のところに何で持ってこなくてはならないのか、そういう思いです。つまり、安全だということを 120%わかって、何でよそのやつを持ってこなければならないのか、こういうものが正直な気持ちですから、よその自治体に持っていか、そんなことは私はほとんど不可能な現在だと思っておりますから、おっしゃるように、自治体においてできるところは自分のところで工夫をしてというのは、工夫は何かというと、複数の場所をつくるということです。1 つでは絶対だめです。ですから、複数の場所をつくらせて、そこに地元の皆さんの近くの置き場に置いていただ

くというような方法が何としても必要だなというふうに考えておるわけでございます。

それから、今、私の自治体には、原子力災害の浜通りの方々が一万人ぐらい避難されているという一方で、子どもさん方、小学生・中学生が、山形方面が多いのでありますけれども、現在の数字で約500名の方々が避難されています。昨日、私立幼稚園の皆さんの話を聞きますと、400～500人ぐらいの園児がいなくなっている。それは大体2割にあたるということでございました。そういうことに対しまして、私たちは避難される方を止めるわけにはいかない。一方、避難したくてもできない方も小中学生は2万7,000人おりますから、そのうち500人ですから、ほとんどは、やはりここにいないてはならないし、そういう判断でいるわけです。そういう子どもさんの身の回りを除染しなければならぬというのが私たちの本当に自治体の持っている一番最初の課題としてとらえておりまして、学校であり、通学路であり、側溝であり、そういう作業になるわけですけれども、今考えておりますのを参考までに。除染作業は大変ですけれども、やはり各家々、何といっても自宅にいる子どもさんの時間が長いわけですから、その子どもさんのいる家先、やはり優先順位があるとすれば、優先してやるべきだと私は思います。そうすれば、下がればやはり被ばく線量が下がるわけですから、何も遠くまで行かなくてもいいということになると思います。

もう一つは、この対策として、私の自治体の場合を申し上げますと、全域の線量が高いわけではございません。ご案内のとおり、特に東のほうは高いですけれども、西の山のふもととは低いです。そこに、結論から言うと避難住宅をつくってもらえば、これは何も山形まで行く必要はないわけです。ですけれども、この制度は、今の放射能に当てはまらないので、これは全く新しい法律をつくってもらわなければならないと思っております。それから、西側の低線量のところは調整区域が多ございまして、市街化区域ではございません。そういった意味でも、この放射線の対応という意味では、今までの既存の法律以外の部分で全く違う発想をして、新しいことが起こっているというような考えで取り組んでいただかなければなりません。

時間がないのでまとめろということでございますので、最後に申し上げますけれども、実は今、この中通り、この前もそうだったのですけれども、東京電力はどうも20キロ、30キロ圏内、避難地域に対する補償とかという議論をされます。損害もそうです。しかし、考えてみますと、先ほどから申し上げておりますように、この福島県、特に中通りから避難される方の自主避難した方への手当と申しますか、一方、それと同時に避難したくてもできないでさまざまな生活の支障がある方々、そして除染をやはりしなくてはならない山際の地でやっていらっしゃる市民の皆さん、こういった方々に対して、やはり中通りの市町村、あるいはもしかしたら会津地方まで、見舞金などの一時金、これを東京電力からお支払いしていただいて、これに報いる誠意をまず示していただきたいと、こんなふうに思うのであります。そうでないと、ますますこの放射能によって恐ろしい分裂、家族の分裂、地域の分裂、そしてさまざまな崩壊ごとがどんどん起こってくるとい

うことを私は恐れているところでございます。

この点を改めて申し上げる機会があるとは思いますが、時間がないので今日はこの辺までにしておきますけれども、どうかひとつ、この会議が私たちにとりましては、市民にとりまして、首長に言われたことは県に行って、国まで通じるのだということを今日から私は思います。どうぞよろしくお願い申し上げて私からのお願いといたしたいと思っております。ありがとうございました。

私はどうしても先生方に言うておきたいことがあります。今回の原発事故災害というのは天災か人災か、これは人災と言いたい。かつまた政治災ではないかなというふうに思っておるのです。そんなことで、しっかりと東電なり国の責任で、先ほど来それぞれ話を聞きましたし、そのことは十分わかりましたが、より一層やはり責任を果たしていただきたいなと思っております。

なぜそう言いたいかといいますと、過去にこれはいろいろ指摘している学者がいたのです。それを全然聞く耳を持たないできた。非常にこれは残念に思っております。それから、これは民友新聞に、もちろん地方紙であります、今年の6月にも第一原発の2号機が電源喪失という事実があるわけです。そういうことをやはり生かしていない。それから、政府の検証の調査委員会、畑村先生が要するに委員長ということで、畑村先生等がこれはいろいろ聞いたのだと思っておりますけれども、2008年に10メートル以上の津波が到来する可能性があるという試算しているという話をされているのです。だったら、なぜこれを即実行するような、例えば非常用のディーゼル発電機の位置を高くするような措置を講ずるとか、あるいは安全・保安院がしっかりとこれを指導するとか、そういうことを考えると、これは人災であり政治災である。しっかりとその責任は踏まえていただきたいというふうに強く申し上げておきたいと思っております。

それから、次に申し上げたいのは、3月11日の午後2時46分、そして3月の12日の午後3時36分に、これは1号機が爆発したのです。ここまで25時間あるわけです。この間に、やはり危機管理というのは、国が全面的に、政府が全面的に、国民に対する危機管理はやらなければならないと思っております。それが、早い話が東電に任せておく。そして、リスクは次の部みたいな形。やはりこういうときには危機管理を全面的に、安全・保安院とか、あるいは原子力安全委員会とか、そういう専門家が冷静な判断ができるということで対応をすれば、25時間も時間があつたのですから、爆発をさせるようなことはなかったのではないかとこのことを申し上げておきたいと思っております。

一応そういうことで、今回、起きてしまったわけでありましたが、これを現在稼働中、あるいは稼働を認めるようなことにもなるかもわかりません。そうしたことについては、これらをやはりしっかりと踏まえていただきたいということを特に冒頭をお願いしておきたいと思っております。

具体的な点でございしますが、時間に制約がございしますから簡潔に申し上げます。除染関係、先ほど話を聞きました。除染関係については地域全体でやらないと効果がないのです。私どもも個人でやったのですが、個人の家庭がやっても効果はないのです。地域全体でやらなければならない。だから、集落単位でやって

いただく、それから個人でやると、こういう形でやらないと効果が出ません。だから、個人でやられるものに対する財政的な支援はどうか、この辺をお聞かせいただきたいなということと、お願いをしたいと思います。

それから、損害賠償ですが、これは支払いが遅い。これは住民に泣かれています。もう5カ月が過ぎて1円の金ももらっていない。例えば肉牛農家の場合ですが、これは1円の金ももらっていない。これは現実にそういうふうに私らは泣かれていますから、こういう仕組みができたとかどうかこうとか言っていますが、これは何回もいろいろと先生方にもお願いをしておりますけれども、1円の金もいただけないのです。1カ月80万くらいの餌代があるのです。売って子牛を買って、あとは餌代を払ったり、それから生活費に一部向ける、こういうことでサイクルが成り立っています。これが結局途絶えたわけですから、やはり損害賠償は早急に、算定したらすぐ払う、そういうふうをお願いをしたいと思います。

それから、うちのほうでは同じ県民同士でありますから、被災自治体のために630戸の仮設住宅を引き受けています。当然、630戸は私の場合は1カ所でありますから、やはり地域コミュニティを保って、お互いに支え合って、そしてしかるべきときに一緒に帰っていただく、これが一番ベターだと思っただけのことは協力したいということしておりますが、それについての対応が大きくさま変わりいたします。これは630戸といいますと、車の数も相当増えます。人口もそれなりにそここのところに集中化します。だから、これはいろいろと具体的をお願いをいたしますが、そのための例えば道路の整備の問題、あるいは、住民の方がそれだけ、よその方が地域に避難ということでおいでになりますと生ごみ等が出ます。したがって、当然これはやはり焼却場、こういうものを早急に、これは要望しておりますが、考えていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

そういうことで、一応とりあえずお願いをしたいと思います。以上です。

この会議に参加させていただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

簡潔に申し上げます。まず、この法律に向けての作業、大変ありがたいと思っております。この法律は目的が大事であって、総花的にならないように注意していただいて、集中的かつ確かな工程表が必要であると思っております。そして、これらをこれから担っていく子どもたちの意見も当然どこかで聞く必要があるだろうと。せっかくなつくついても、私らはもう戻らないという意見が相当今はあります。戻れない覚悟をしている若い親と子どもたちがいますので、ぜひ、住みたくなくなるような、住んでみたくなくなるようなことがなければ、いかなる産業や組織をもってもこれは成功しませんので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。それから、要望は後にしまして、組織は簡素で確実な体制をお願ひしたいと思います。

これから要望に入りますが、ぜひ今まで、住民対応を3月11日から現在まで、そして私どもがふるさとに戻るまで、ずっと行政がかかわるわけですが、この費用が、県も国もそうですけれども、大変な費用になっております。これは雪かきをしているような状態で、終われば形もなくなってしまいます。そんなことで、

構 成 員

私は常に申し上げているのは、無人村の建設をぜひお願いしたい。日ごろ無人であっても、有事のときには人が住めるようなすべてを備えたエコシティ、エコノミーな自己完結型の無人村を備えておくことによって、明日からそっくりと生活ができる。学校も病院も住宅機能も全部備えたものが災害列島日本の中に何カ所かあれば、今このような会議もしなくていいのではないだろうか。まさに、明日のこと、災害復旧のことだけを議論すればいいような場になる。これからは、今回の事例を参考にさせていただいて、ぜひ考えていただきたいと思います。日本の国力からすると、これは可能な状況に今はなっていると思いますし、仮設住宅に入らなければならない日本人も大変つらいわけでございます。

それから、災害救助法の限界が見えておることは確かでございます。今、我々は災害救助法で、応急仮設住宅政策の中に組み込まれようとしておりますけれども、これはやがて問題が出てくると思います。今、避難区域の見直しをされておりますが、見直しをされた地域が見直しをした結果、普通に扱われることになったときに不利益にならないように、今後も対応をぜひお願いしたいと思います。賠償は面倒くさいことを要求しないで、簡潔にして、避難民にはざっくりとした形で、また苦痛を与えないような状態で対応していただけるような仕組みをぜひとっていただきたいと思います。被災地域が、今いろいろと被害者であったり、いろいろな形で避難先の皆さんにもご迷惑をかけております。何とか我々の地域から、一次、二次、三次と、被害地にならないようなこともぜひお願いしたいと思います。

また、復興財源ですが、外国資本をどんどんと何かで取り入れて、日本の財源がないという話を時々聞きますけれども、がっかりしますので、ここはひとつそういうような導入の中で、早く復興ができるように、復旧ができるように、お願いできないだろうか、そんなふうにも思います。

また、地域が思い切った施策の中でラスベガスのような感じの人工都市、こういうこともあっていいのではないだろうか。向こうから来たくなるような環境を整備することがこれから絶対必要だと、そんなふうにも思います。広島・長崎にも人が住んでおります。あまり住めない、住めないではなく、住むためにもっともっと積極的にやるべきと私も思っております。

もう一つですが、新エネルギーです。小水力発電の仕組みを少し考えに入れていただきたいと思います。我々の圏内はかなり段差がありまして、小水力発電というのはわずかな水量でも発電ができます。これは太陽光発電よりも風力発電よりも集約すると大きなエネルギー源になると思います。いろいろな地域で段差さえあればできますので、どうぞそういうことも踏まえた計画にさせていただきたいなと思います。

もっともっとありますけれども、時間もないようですので、この辺で終わりたいと思います。どうぞ前向きなご判断を、そして、前例とかそういうものを踏襲しない新たな国づくり、地方づくり、そして、我々の地方が見事よみがえったなという、そういう取組みをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

今回の原子力発電所の事故につきましては、まさにこれは人災と思っております。震災後の政府の対応につきましては、どうも政局優先で、与野党の先生方がたくさんおいでになりましたけれども、どうも我々の要望について、スピード感ある対応がなかったということも感じられます。

それから、除染については、私どもは4月から提言していきまして、事故の収束のほかに平行して除染も工程表を示して、モニタリングと除染の工程表を示していただきたいということ、これも我々の願いでありました。しかし、今になって初めてガイドラインが示されて、今回取り組むということでございます。

特に警戒区域内の避難住民の考え方、今現在、避難町民の考え方は、ほとんど帰れないだろうという意識が蔓延してございます。特に子どもたちはほとんど戻らない。親御さんも一緒に戻らないという状況の中で、ここ5カ月半で人口減少は2割近い状況になっておりますし、その後の意識調査を考えると、我々警戒区域は帰れないという意識が定着してございます。我々は各避難所に行っているところと説明を行ってまいりましたが、私どもに希望を与えるのはやはり除染のみ。除染に国や政府がどう対応するか、これに尽きると私は言っておりますし、必ず国は、二次補正、三次補正で取り組むと話をしますと、顔色が変わってきます。最近希望の顔色になってきていると感じているところでございますので、今後、しっかりと、予算を確保しながら、スピーディに、しかもガイドラインを素人にもわかりやすいように、そういうことをしっかりと発信していただきたいと思っております。

原子力行政の中で、今まで規制側のいろいろな安全確保のおかげで、地元としても検証・議論をして、国を信頼し、安全神話という考え方によって、今まで協力してきました。しかし、耐震設計の見直しだけで、津波の議論は一回もなかったのです。何だったのだろうと。この問題が非常に私は残念で悔しくて、まさに国の対応に非常に盲点があったと言っても過言ではないというふうに思います。

時間がないので要望を申し上げます。とにかく40年以上も国策に協力しました。これだけの犠牲を受けて、本当にこれから復興・復活できるのかと考えますと、やはり思い切ったこれからのエネルギーの集積地、あるいは生産、人材育成等々、廃炉対策の国際レベルの研究機関等を含めて、すべてのエネルギーの集積をしていただきたい。これが私の要望であります。県の計画の中にも入っております。

さらに常磐線が、北のほうで宮城県まで津波でやられています。何年もかかるでしょう。これについては、是非、財源確保を図りながら、復興について早くお願いしたいと思っております。

それから、今、応急仮設住宅その他避難住民は、それぞれが、今後長い期間、生活をしていかなければなりません。仮払金とか義援金とかで、一次、二次もありましたけれども、今後、定額的にそれは国の責任において、やはり毎月という形の中でしっかりと取り組んでいただければと思います。

これをお願いしまして私の要望といたします。

ありがとうございました。

予定の時間が3時ということでしたが、15分ほど延長させていただきますので、よろしくお願いいたします。

原子力災害に限っての福島のこの復興協議会、これまで要望してきた県、あるいはそれを実現した国に対して、本当に御礼を申し上げます。

3分ぐらいということですから3つに絞ってお話ししますが、その前に、実はどうも、この原子力に対する我々の苦しみ、重い十字架を背負っているというのが、認識として国も国民も残念ながらわかっていただいているのではないかと、甘いというか軽いという感じではないかなと思っています。先ほど、私は知事のあいさつを聞いて本当に目頭が熱くなりました。まさにそのとおりなのです。何ほど大変な思いをしているか。子どもの問題から何から、これが今だけではなくてこれからも続くという話ですから、是非これをもう少ししっかり考えていただくということが大切ではないかと思っています。

もう一つは、その都度、20ミリとか、1ミリとか、あるいはマイクロとかいろいろ出てきますけれども、どうも右往左往というか、不安をどんどん国民に広げているのではないかという気がします。なにせこれは危険なことは確かにそのとおりですから、「正しく怖がる」という視点をしっかりとこれから進めていく、この視点を国も持っていただかないといけないと。私はこれから復興計画の中に入れていきたいと思っています。

3つというのは、まず1つは、皆さんが言った除染対策であります。今日各大臣から、「責任を持って」「全力で」と、こういうお話をいただきました。ありがたいと思うのですが、残念ながら言葉や文字、あるいはガイドラインでは、非常にこのようなことでできると私は思っていません。大変失礼なのですが、もっともっと大変な状況があるということです。今回、2,200億という話がありますが、今、私の自治体で計画しているだけで2,000億です。私の6,000人の自治体だけで2,000億です。ですから、これを除去するという事は全くけたが違うということなのです。その認識をしっかりと持っていただかないといけないということではないかと私は思います。

それで、最終的に除去のものをどこに置くかというのは、我々がやはり自分のところでやる、これしかないのだろうと思います。ですから、しっかりとそこをやっていくということで、我々もいろいろな手を尽くして自分の自治体のものは自分でやりますと、今、いろいろなところと、そして、国ともやっていますので、我々もやることはやりますので、除去というのはとてつもない大変なことなのだと、ということをもっとしっかりと考えていただいて、よろしくお願いいたします。

2つ目であります。目に見えない避難生活の中で、つまり、避難した人たちがやる気がなくなる、意欲がなくなる、働く気がない。目に見えないですけども、この心の闇は本当に大きいです。ですから、しっかりと仕事あるいはやりがいをどう与えていくかというところを、場合によっては企業支援かもしれないし、我々は緊急雇用で防犯パトロールということをして450人ぐらいの人にやっていただきました。ぜひこれは来年も続けていただきたい。皆さん助かっています。しか

し、来年もあるのかないのかと心配しています。あるいは企業がいろいろやろうとしていること、法律や決まりはそうかもしれませんが、やはり本気になって、法律や何かではなく、こういう緊急のときはすぐに対応することが必要です。人間の心の闇は目に見えないですけれども、本当にやる気がなくなっていくということなのです。何とかしなくてはならないという思い、これは県知事さんも思っていますし、私たちもそのとおりだなと思っていますので、よろしく願います。それが2つ目であります。雇用対策、就労対策、生きがい対策というものが非常に大切だということです。

最後に、私は復興の原点は、そこに住んでいる人たちが、ふるさとを思う、あるいは家族を思う、あるいは農地を思う、家畜を思う、その気持ちをどううまく活用していくかというのが一番の原点だと思います。ですから、そこをどういうふうにもうまく活用していくかということで、多分国も楽になるし、我々も助かるし、場合によっては補償金が少なくて済むということではないか。そういう意味で、我々地方に裁量権をある程度与えてくれるということではないか。自治体の中でも全然違います。我々の自治体の中でも地域によって線量の多いところと少ないところは違います。家庭もみんな違います。それを、国が一つ一つ対応などできるはずがありません。やはり我々です。裁量権を与えるというのは、我々に権限と財源を与えるということだけを言っているわけではありません。我々も一緒になって苦労しますということを行っているのです。面と向かっていろいろな話をすれば、先ほどの土壌の汚染を地元で置くのだから、やはり反対の意見もある、賛成の意見もある。そこに本気になってぶつかるといことはこちらの裁量権ではないかなと、そんなふうにいるところでもありますから、是非その辺を考えていただければいいなと思っています。

以上3点、まだまだありますが、これからこういう機会があるだろうと思いますので、これからの日本をどうしていくか、そのために福島県がどうなっていくかなければならないかということは、また後ほど話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今、菅総理がいらっしゃいました。後ほどごあいさつをいただきます。

私は、基本的には民間は自助努力で解決するというのが筋だと思います。しかしながら、今回の一連の原発事故あるいは災害というのは、もはや民間の自助努力の限界をはるかに超えていることは皆様ご存じのとおりでございます。

2点申し上げます。1つは、私もいろいろヨーロッパとかアメリカに行きますけれども、海外から見て、今回の日本の、地震と津波は別としても、原発事故をどう受け止めるか。福島というのは非常に有名になりました。となると、これをどんな形で収束して、どんな形で被災した福島という地域を復活させるかというのはグローバルな問題でございます。先般、フランス大使とお話をしましたら、“Fukushima Risk is Japan Risk, Japan Risk is World Risk.” ということをおっしゃられました。私は全くそのとおりだと思います。したがって、先ほど来、知事あるいは副知事のほうから申し上げたような福島の再生特別法という

司 会
構 成 員

法的な枠組みをかちっと押さえる、これは絶対必要でございます。是非これは与野党を問わず、先生方お一人お一人力を合わせて、ぜひこの立法化をお願いしたい。

そこまではいいとしても、問題はそういったものを具体化する。例えば、除染でも随分かかるわけではたが違ふと。吉田泉先生は財務政務官で地元の出身でいらっしゃいますけれども、やはり先立ってくるのはお金なのでございます。これをどういう具合に、我々が法律で決められたものを実際に予算の上で担保するか、この問題が最大の問題でございます。もちろん財源はおっしゃるように財政危機でもございますし、それが、どうも円高だ、電力不足だと、当事者でいらっしゃる方たちの前で恥ずかしく思いますけれども、それはさらに乗り越えまして、例えば復興特例制度の案もあるのでございましょうけれども、やはり何兆円の単位かで、ヒモ付きでこれはお願いしなければならないと思っております。細目につきましては、この後の幹事会とか部会で詰めていきたいし、私も必要があれば財務省にも伺いますし、どこにも伺います。それを具体的にやらせるにはやはりお金が必要でございます。決して福島県のエゴでおねだりしているのではない。やはり、グローバルな視点から見て、日本はどうやったのか、どういう処理をしたのか、どうやって復活したのか、これをぜひ見せつけたいと思っておりますので、ひとつ先生方よろしく申し上げます。

以上でございます。

本日はこのような場所で発言させていただける機会をいただきまして、大変ありがたく思っております。

まず、3・11以後、菅総理大臣様をはじめとして、鹿野農林大臣、あるいは高木文科大臣、平野大臣、細野大臣、いろいろな大臣に要請をさせていただきました。しかし、残念ながら、いろいろな法制化ができたのは5カ月目等々であったということで、現場を預かる私どもも第一次産業にとりまして、非常に組合の皆様方、農業をされている皆様方にどのようにしてご理解いただくかという現場の苦労というものがあつたことを、まずお知りおいていただきたいと思っております。

何人かの方から大地の除染の話がございました。平野大臣からそのような除染の対応について説明がございました。いろいろと市町村長さんや知事さんから、この除染がまずスタートではないかというような意見がありましたが、私も同感であります。ただ、我々農業というなりわいをしている者にとりまして、この工程の土壌の入れ替え等々と違ひまして、田んぼだけで16万ヘクタールぐらいつくっておるわけでございますから、それらの表土をはぐのか、あるいは水をかけて除染をするのか、では、その水はどこに行くのか、そういうふうなところまできちっとご指導いただかないと、また絵空事になってしまうのではないかという心配がございしますので、その辺をきちんと政策的にも具体的にお示しをして、現場まで伝わるようお願いを申し上げたいと思います。

また、風評被害でございます。本日、文科大臣は出席しておりませんが、何度か申しました。放射能に対する正しい知識、いわゆる放射能教育をすべきではな

構 成 員

いか。それがテレビから流れる、あるいは学者がいろいろな講演会で申し上げる。20 ミリシーベルトが、あるいはベクレルが、それらの地域に住める、住めない、そんなことで国民・県民は右往左往しているわけでございますので、政府におきまして、この放射能という、まさに安全・安心の神話が崩れた以上、教育をしっかりしていただくことが風評被害を最小限にとどめる一つ的手段ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、今、福島県の5,000ベクレル以下の田んぼにつきまして、稲穂が日々垂れ下がってまいりました。このサンプリングによって、超早生種によってはNDという数値を検出することができました。しかし、このNDという基準値は、ゼロなのか20なのか、その辺が明確ではありません。ただNDだと。消費者はゼロと評価する人、20と評価する人、あるいは500ベクレル以下は流通するという状況の中で、このNDという数値の基準が各県によって違います。宮城県は、20まではNDということで、県が取り組まないということになっておりますから、私ども福島県が5ベクレル、10ベクレル出ても、セシウムが含まれているというような報道がされることによって、なおさらこの風評被害というものが拡大するのではないかということで、国でこのNDという裏側の基準をきちんと明確にさせていただくことはできないものか、ご検討をお願ひしたいと思っております。

3つ目でございますが、ようやく放射能汚染物質特措法が通りました。今までは、死亡した家畜に石灰をかけて青いシートをかけておく以外にございませんでした。ハエはたかり、野生のブタは牛の足をかじります。それでも処理するところがなかったわけでありまして。この特措法の設置を幸いとして、それらの処置、持っていくところを明確にお示しをいただきたいなと思っております。

今、米の収穫期を迎えまして、稲わらの問題が出てきました。今のところNDでございますけれども、米はNDでも、しかしその茎や葉がセシウムに冒されたときにどのような処置をすればいいのか。16万ヘクタールつくった稲わらといいましたら並大抵の量ではございません。それをどこにどのように処理をしておいたのか、その辺までご指示をいただかないと、この特措法とて絵に描いた餅になってしまうのではないかという心配がございますので、どうかその辺につきまして詳細な施策の構築をお願ひしたい。

私は、復興の原点は、農家は作物をつくること、漁師は魚を捕ること、勤めの方は職場があることだと、それが生きがいでありそれが復興の原点だというふうに理解しておりますので、一日も早く3月11日以前の福島県に戻していただくよう、あらゆる施策を講じてご努力をお願ひ申し上げたいと思っております。

以上でございます。

ありがとうございました。

これまでの福島県側からのご発言に関連しまして、国側から3人の大臣にご発言をいただきます。

まず、片山総務大臣、お願ひします。

総務大臣の片山です。今日はありがとうございました。

かねて佐藤知事さん、それから自治体の代表の皆さんから、私もお話を伺って

司 会

片山総務大臣

おりまして、例えば知事さんからは税の減免の話を知事会の席上で伺いまして、早速法律として成立をさせてもらいました。それから、菅野村長さんをはじめとする市町村長さんからは、避難されている住民の皆さんと自治体との関係、それから、避難先できちっと、肩身が狭くなく必要な住民サービスが得られるようにするという、そのための特別立法も先般成立をいたしました。実はこれは、非常に厳しい野党の皆さん方も、この法律は本当に必要な法律なのでいい法案をつくってくれたと、唯一といってもいいかもしれませんが、私は国会で褒められたりしたのですけれども、そんなことをしてまいりました。今日改めて、本当に苦難の状況にあります住民の皆さんに寄り添っておられる自治体の首長さん、それから議会の皆さん方のお話を伺いまして、また新たな課題をこなしていかなければいけないと再認識したところであります。

先ほど来お話がありました中で、例えば財政支援の話がありましたけれども、これは当然、政府としてといたしますか、総務省として、自治体財政に支障がないようにしたいと思います。それから、自治体の裁量をもっとというのは本当にそのとおりだと思います。私も自治体の経験がありまして、こういう非常時のときには、やはり住民の皆さんと直接向かい合っているいろいろなことが出てくる状況进行处理しなければならない自治体の立場からしますと、各省の施策の中にできるだけ自治体の裁量を多くするということが必要でありますので、政府の中で、総務省の役割としてもこれが貫徹するように、できるだけ広く裁量が伴うように、総務省としては目配りをしていきたいと思います。

それから、福島県からご提案のあった再生法案、先ほどご説明がありましたけれども、その中に自治体機能の維持の特例というものがありません。これは本当に重要なことだと思います。部分的には、先ほどご紹介した法律に入れておりますけれども、これからいろいろな事態が起こってきて、そのときに平時を前提にした現行の地方自治制度とか自治体の制度というのはやはり不具合がいくつも出てくると思いますので、それは柔軟に政府としては対応しなければいけないと私は思っております。こういう場でも差し支えありませんし、気がつかれたときに随時情報とかお考えをお聞かせいただければ、その都度、運用でできることはすぐできますし、やはり法律が必要だということがありましたら、できるだけ早く法案として提出をして国会で処理をしていただくということをしてしたいと思います。

私の経験からも気がつくのは、これから自治体運営をされていくときに、首長さんの権限といたしますか、仕事の範囲ということでも特例が必要かもしれませんし、議会のあり方も、域外に特に避難されている自治体の議会のあり方なども特例が必要かもしれません。また、先ほどもちょっとありましたが住民組織・自治組織などで何か制度が新たに必要だということがありましたら、それもおっしゃっていただければ結構でありますし、予算とか決算とか、そういう日常の財務の執行についても、恐らく、特に域外に避難されている自治体は特例の必要が私はあるのではないかと思います。また税務の執行についてもそうでありますし、それから、教育行政組織などについても、そういう場面が出てくるかもしれ

司 会
細野原発担当大臣

ません。それから、例えば双葉郡で広域行政をやっておられますけれども、広域化された自治体で特例がやはり必要になると思いますし、公務員の今後の処遇といますか身分といますか、働き方といますか、これも恐らく想像しますにいろいろ特例が必要なのではないかと思いますし、公の施設の管理面でも、警戒区域の中などの施設については特例が要るのだらうと思います。私も経験上、今ずっと考えていたのですけれども、いろいろなところで現行制度では対応できないものが出てきますので、ぜひ、気がつかれるたびに結構でありますから、情報をお寄せいただければ、政府としても本当に万全の対応をしたいと思います。

今日はありがとうございました。

続きまして細野大臣、よろしくお願いします。

本当に皆さんから貴重なお話を伺うことができまして心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

私にかかわるところもかなり数多くのご意見をいただきました。そのすべてにここでお答えすることはなかなか難しい面がございますので、特に除染の問題と賠償の問題、この2つの問題は非常に多くの皆さんからご発言がありましたので、その点について現段階での状況について説明をさせていただきます。

まず、除染のほうでございますけれども、現実的には仮置き場一つとってもなかなか設置をいただくことが難しいという状況になっております。それでもやはり一時的にここでという話になっているのは、先ほどまさにおっしゃったとおりで、その地域に出ているものだから、当面ここでも仕方がないだろうということで解決を模索していただいていることが、現実でございます。したがって、ロードマップをという話がございますので、これは国の責任でしっかりお示しをしたいと思っておるのですが、仮置き場の先をどう持っていくのかという話をしたときに、どうしても何らかのしわ寄せが一部の地域に行くということになりがちなものですから、そこは慎重にも慎重を期して議論をしていかなければならないという事情を、ぜひここは理解をいただいて、いましばらく時間を賜ればと思っております。

その際に、この場を借りて、私も菅政権の閣僚でございますので責任を持って言えるのはあと数日でございますが、現段階での政府の考えていることとして、最終処分を福島ですることとはしないと、必ずそこは国が責任を持って何らかの方法を考えるということ、今、私が申し上げたのは若干個人的な思いも含めての話でございますけれども、皆さんにお示しをしっかりとできるように、これからもそこは努力をしてまいりたいと思っております。

したがって、仮置き場ができないと除染が進まないのです。ですから、その先のロードマップは政府で責任を持ちますので、できましたら仮置きができる場所の確保について、我々も全面的にかかわりますので、ご協力をぜひお願いしたいと思っております。

続いて賠償の問題も多くの皆さんからお話ございました。賠償そのものは東京電力ということになるわけでございますが、やはり政府に大きなこの事故に対する責任と、賠償についても、やはりしっかりとそれがなされるということにつ

いての責任があると考えております。ここしばらくの間で仮払いに関する法律、さらには原賠機構法という国がバックアップをする、この2つの法律が成立しております。その意味では国が関与する仕組みが整いました。ですので、もう一度この賠償のあり方が本当にスムーズにいつているのかどうか細部のチェックをいたしまして、それがいついていないのだとすれば、しっかりと賠償の資金が流れるような枠組みを政府としてしっかりとやっていかなければならないと思っております。具体的には、今ご指摘をいくつかいただきましたので、それは必ず私のほうで持ち帰りまして、どういった対応ができるか、できるだけ早く方向性を出したいというふうに思っております。

本当に貴重なご意見をいただきまして心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

司 会

最後になりますが、この協議会の座長である平野大臣からご発言いただきます。

平野復興担当大臣

今日も大変貴重なご意見をいただきました。特に、今日再確認をさせていただいたのは、やはり福島には特別の立法が必要だということについては、皆さん方の認識、それから思いが強く伝わってまいりまして、この立法化に向けては、具体的に何をやるかということをきっちり詰めながら策定を急ぎたいと思います。

それから、さまざまな助成制度につきましても、ご要望をいただいていることは、冒頭にも申し上げましたけれども、しっかり受け止めて、この実現に向けて私たちも最大限の努力をして、ご要望に応える形で、皆さん方にお示しをしたいと思っております。

それから、これは津波・地震の地域もそうなのですが、避難期間が長くなってきますと、心のケアという問題が大きな問題になってまいりまして、この問題につきましても、これから国を挙げて、国のほうでもチームをしっかりとつくったところではありますが、問題をきちんと整理しまして、その辺の対応についても取り組んでまいりたいと思っております。

簡単ではございますけれども、今日の意見をしっかりと受け止めて、そしてまた、一部補助金等についてまだ受け取っていないというご指摘がございましたけれども、そういった問題についてはきちんと調査しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

司 会

ありがとうございました。

以上をもちまして、今日の協議のほうは終了させていただきたいと思っております。

今後のスケジュールですが、9月上旬を目途に幹事会を開催し、事務的な議論を進めていただきます。そして、その議論がまとまったところで、第2回の協議会を開催したいと思います。よろしくお願いたします。

それではここでプレスが入りますので、少々お待ちください。

(報道関係者入室)

5 閉 会

司 会

それでは、菅総理に閉会のごあいさつを賜ります。

総理、よろしくお願いいたします。

菅総理大臣

福島復興再生協議会、皆様方からご要望をいただいていたこの会が、かなり時間はかかりましたけれども、今日は第1回目を迎えて、本当に現地の福島の皆さんの大変厳しい状況を踏まえたいろいろなお話をいただいたこと、そして、それを受け止めさせていただいたこと、こういう場が動き出したことについて、まず心からお礼を申し上げます。

また、3月11日の発生以来、5カ月あまりが経過をいたしました。しかし、残念ながらまだまだ状況は福島の皆さんにとって大変厳しい状況が続く、場合によっては、これがさらに難しい問題を新たに引き起こしている、こういう状況を迎えていることについて、原子力を推進してきた国の立場ということも含めて、また、その後の対応について、全力でやっているつもりでありますけれども、いろいろな面で不十分さがあつたことにつきまして、心からおわびを申し上げたいと思います。

今日は、復興担当大臣の平野さん、そして原発担当大臣の細野さん、そして、総務大臣、自治体としての問題の片山大臣、また、環境大臣として新たな法律をスタートさせた江田大臣はじめ、政府としてこの問題にかかわる多くのできるだけ関係する大臣や関係者に来ていただいたつもりであります。直接お話をいただきまして、それをしっかりと受け止めてまいりたいと思います。

あまり私から申し上げることはもう必要ないかと思っておりますけれども、特に申し上げたいのは、皆様方から強い強い希望というか、要請であります。住んでいた地域に戻って、3・11前に営んでいた農業や漁業、あるいはそれ以外の仕事についてもできるような状態をつくってほしいという強い希望をずっといただいております。

ご承知のように、原発そのものの状況は、7月19日に発表いたしましたステップ1をほぼ達成して、だんだんと落ち着いてきているわけではありますが、早い段階で放出してしまった放射性物質の影響は、いろいろな形で、ある意味では残っているというよりも、一部はいろいろな影響が広がっているということも十分受け止めております。

そこで、何としてもやっていかなければならないのは、新たな放出はほぼ止まっておりますけれども、放出された放射性物質をいかになくしていくとか、除染をしていくかという問題、これが極めて具体的で重要な課題に改めてなつてきております。既にご説明があつたと思いますが、私の内閣の最後の仕事というとか何か無責任に聞こえるかもしれませんが、次に引き継ぐことを前提として、何としてもここだけはやっておきたいという意味で、緊急実施方針を決定いたしました。また、必要な費用についても、予備費の中から2,200億円、昨日閣議決定をいたしまして、今すぐにでも除染活動に具体的に入れる態勢をつくつたところであります。そういった中で、何としても皆様方が元いたところに帰っていただくことができるように、全力を挙げて取り組んでまいることをお約束させていただきます。

今日の会議、第1回目でありますと同時に、私の内閣としては、この第1回以降、また新たな政権が誕生すると思います。しかし、その新たな政権も、基本的には民主党中心の政権でありますし、地元の平野担当大臣を含めて、必要なことは引き続き新たな内閣の担当者に引き継ぐ、あるいは継続して担当する。あらゆることで、皆様方にとって何としてもやらなければならない政府としての役割は引き続き継続をしていくことを、これは私の立場でありますけれども、必ず次の総理にそうした姿勢をとってもらえるよう、きっちり引き継ぎたい、このように思っております。

先ほど私が入った後のお話の中でも、いろいろと聞かせていただきました。特に福島のリスクは日本のリスクだと、それはまさにグローバルなリスクだという言葉がありました。また、放射能教育の必要性について、お話もいただきました。私もこの放射能の問題は、私なりに改めて専門家の話を何度も聞き、私なりにいろいろなものを検討しておりますけれども、そういう点では、本当に放射能というものについての考え方がなかなか国民の皆さんにとってというだけではなく、私自身にとっても、とにかくどう考えていいのかという考え方そのものがなかなか理解できない。もちろん、これなら絶対大丈夫だと言いたいのですけれども、そういう考え方というよりも、リスクという考え方で、ある意味ではこの程度ならこのリスクはある。例えば宇宙飛行士の皆さんは、先日も宇宙飛行士の皆さんと被災地の子どもたちが話をしてくれておりましたけれども、1ミリシーベルトが1日にかかる、しかし、そういう宇宙飛行士という立場である限られた期間であれば、それはリスクはあるけれども、そのリスクを超えてやはり宇宙のものを研究するのだという、そういう考え方があるわけであります。

そういったことを含めて、どこまでをどのように考えればいいのか、これについても、専門家の皆さんにももう少し国民の皆さんがわかるような形の説明をしてもらえないだろうか、政治家が政治的に判断する前に、専門家の皆さんが国民にわかるような説明をしてもらえないだろうか、何度もお願いし、今その努力も併せて依頼をいたしているところであります。

少し長くなってしまいましたが、今日のこの第1回目の会議が今後の福島の再生、そして、世界が注目している福島がこの原発事故から見事によみがえって、世界のモデルになるような新たな地域社会を生み出した、そういう日が必ず来ることを、また必ず来るようにすることを、私としてもお約束をし、また私も、3・11をそのときに総理大臣という立場にいた一政治家として、今後もこの福島の問題には、最後の最後までおつき合いをさせていただきたい、そういう気持ちでいることをお伝えしてごあいさつとさせていただきます。

これからも本当にご苦労いただきますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

ここで、総理がご退席されます。

(菅総理大臣退席)

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがと

司 会

司 会

うございました。

(以 上)